

静岡県次世代育成支援企業認証制度要綱

(目的)

第1条 仕事と生活が両立できる環境の実現に向けた取組として、働き方の見直しや仕事と子育て等の両立を図るための職場環境づくりを推進し、さらに、男女がともに能力を發揮できる男女共同参画社会づくりに積極的に取り組んでいる企業を知事が認証し、広く紹介することにより、企業の自主的な取組の促進を図り次世代育成支援対策の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、企業とは、県内に本社又は事務所があり、県内において事業活動を行う企業及び団体(国及び地方公共団体を除く。)をいう。

2 静岡県次世代育成支援企業として認証を受けた企業を「このとりカンパニー」と称する。

(申請)

第3条 認証を受けようとする企業(以下「申請者」という。)は、「静岡県次世代育成支援企業認証申請書」(様式第1号)に必要な書類を添付し、知事に申請をするものとする。

(認証要件)

第4条 知事は、申請者のうち、次の要件をすべて満たす企業を「静岡県次世代育成支援認証企業」(以下「認証企業」という。)として認証するものとする。

- (1)次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号)第12条第4項に基づく一般事業主行動計画を策定し、都道府県労働局へ届け出ていること。
- (2)育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成3年法律第76号)に沿った就業規則又は労働協約を規定していること。
- (3)男女共同参画社会づくり宣言を行っていること。ただし、県外に本社がある企業にあつては、県内に所在する事業所が宣言を行っていること。
- (4)別に定める静岡県次世代育成認証企業審査票に掲げるすべての項目を充足していること。
- (5)申請日を基準として、過去3年間労働基準法及びその他関係法令の違反による司法処分歴がないこと。

(審査)

第5条 知事は、申請書の書類審査を行った上で、必要に応じ実地調査を実施するものとする。

(認証)

第6条 知事は、第4条の規定により認証したときは、「静岡県次世代育成支援企業認証書」(様式第2号)を交付するものとする。

2 認証の有効期間は、認証した日から起算して3年間とし、引き続き認証を受けようとする企業については、改めて申請するものとする。

(広報)

第7条 知事は、認証した企業の名称や取組内容などの認証の概要について、県のホームページ等で広く周知を図るものとする。

(変更の届出)

第8条 認証企業は、申請内容に変更が生じた場合は、速やかに「静岡県次世代育成支援企業認証変更

届出書」(様式第3号)により、知事に届け出なければならない。

(認証の取消し)

第9条 知事は、認証企業が第4条に定める要件を満たさないことが明らかになったとき、労働基準法及びその他関係法令に違反する重大な事実が認められたとき、その他認証企業として適当でなくなつたと認めるときは、当該認証を取り消すものとする。

2 知事は、前項の規定により認証の取消しをするときは、理由を付して認証企業にその旨を通知するものとする。

3 認証の取消しを受けた場合、認証企業は速やかに静岡県次世代育成支援企業認証書を知事に返納するものとする。

(所掌)

第10条 この要綱に関する事務は、健康福祉部こども未来局こども未来課において所掌する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、静岡県次世代育成支援企業認証制度の実施に必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年9月14日から施行する。

附 則

この改正は、令和2年12月28日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。